

短期入所サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額を利用者にお支払いいただきます。（別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。）

I【南東北さくら館指定短期入所事業所：短期入所事業】

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	区分6 8,900円	区分5 7,570円	区分4 6,240円	区分3 5,620円	区分1,2 4,900円
2. うち、介護給付費が給付される金額	8,010円	6,813円	5,616円	5,058円	4,410円
3. うちサービス利用に係る自己負担（定率負担）（1-2）	890円	757円	624円	562円	490円
4. 食事に係る自己負担額	1,600円				
5. 光熱水費に係る自己負担額	320円				
6. ご負担額合計（1日あたり）（3+4+5）	2,810円	2,677円	2,544円	2,482円	2,410円

II【短期入所事業利用の初日及び最終日に他の日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による旧法施設支援）を利用した場合】

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用料金	区分6 8,900円	区分5 7,570円	区分4 6,240円	区分3 5,620円	区分1,2 4,900円
2. うち、介護給付費が給付される金額	5,229円	4,581円	2,763円	2,079円	1,494円
3. うちサービス利用に係る自己負担（定率負担）（1-2）	581円	509円	307円	231円	166円
4. 食事に係る自己負担額	1,600円				
5. 光熱水費に係る自己負担額	320円				

6. ご負担額合計 (1日あたり) (3+4+5)	2,501円	2,429円	2,227円	2,151円	2,086円
---------------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

《利用者負担の減免について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

- 1ヵ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり5区分の月額負担上限額が設定され、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区 分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額	備考
生活保護	生活保護受給世帯	0円	個別減免及び通所施設・在宅サービス等軽減は、廃止となる（医療型個別減免は存続される）
低所得1	市町村民税非課税世帯で、ご本人の収入が80万円以下の方	0円	
低所得2	市町村民税非課税世帯（低所得1に該当する者を除く）	0円	
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く）	【20歳未満の施設等入所者】 9,300円	
一般2	市町村民税課税世帯（一般1に該当する者を除く）	37,200円	

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯